**ドイツ**

**自動車の輸入 :**

1) 自動車の権利書のコピー  
権利書、CERTIFICATE D’ IMMATRICULATION など（自動車は６ヶ月以上所有されていなくてはなりません）

2)登録書のコピー

使用用途や期間などを記すもの。輸入時から６ヶ月前までに発行されたものでなくてはなりません。税関は登録書の代わりに、車両保険証も受け付けています。車両保険証の契約期間は輸入の時点で最低６ヶ月残っていなくてはなりません。

3)海外で使用した自動車の、自動車登録解約書のコピー